

令和7年9月から

第一子 無償化

延長保育料は、これまで
と同様の算定です

保育所等利用世帯に対する保育料の 軽減措置について

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充による第1子保育料無償化に伴い、令和7年9月からは、認可保育施設を利用する全てのお子様の通常保育料(利用者負担額)が無償となります。この無償化に際し、新たにお手続きをしていただく必要はございません。

なお、本制度は東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を使用して行うものです。都の当該事業が終了する場合があります。その場合は、子どもの数え方を就学前の範囲内で算定し、第2子の保育料は、第1子の半額、第3子以降の保育料は無償となります。

★保育料の階層区分の決定は年2回行われ、前期保育料階層(4月～8月分)及び後期保育料階層(9月～3月分)に分けて算定します。

前期保育料階層及び後期保育料階層は、延長保育料の決定等に必要であるため、在園児童がいる各認可保育施設へ情報提供いたします。

区市町村民税が未申告または確認できない場合、保育料階層はD23(最高階層)で決定します。申告後は、子ども施設課入園係までご連絡ください。申告をしたかご不明な場合は、申告の有無を課税対象となる自治体の担当部署にご確認ください。

墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課入園係
〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

平日 8:30～17:00 水曜日は19:00まで
【電話】03(5608)6152・6712